

## 一般社団法人 日本腎不全看護学会 代議員選挙規則（定款施行細則第4条）

### 第1条（目的）

この規則は、この法人（以下「本法人」と略す。）定款第14条、第15条に基づき、代議員選挙について定め、総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第2条（適用）

代議員の選任は選挙によるものとする。

- 2 理事会は、正会員の中から2名の選挙管理委員を委嘱し、選挙管理委員会（以下「委員会」）を組織する。
- 3 選挙管理委員の任期は、委嘱した日から選挙の終わった日までとする。  
委員に欠員が生じた場合は、理事長が速やかに補充するものとする。  
その者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3条（代議員定数）

概ね会員60名に1名の割合で選出する。

- 2 全国を9つの地区に分けて、それぞれ選出する。
  - ①北海道
  - ②東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）
  - ③関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）
  - ④北陸・甲信越（新潟・富山・石川・福井・山梨・長野）
  - ⑤東海（岐阜・静岡・愛知・三重）
  - ⑥近畿（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）
  - ⑦中国（鳥取・島根・岡山・広島・山口）
  - ⑧四国（徳島・香川・愛媛・高知）
  - ⑨九州・沖縄（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）

- 3 理事会は定数を調整することが出来る。

### 第4条（選挙権）

選挙実施年度までの年会費を納入した正会員は、選挙権を有する。

### 第5条（被選挙人）

入会年度を含めて3年以上経過し、第4条に該当する正会員。

- 2 理事会が、本学会の運営および発展に寄与する正会員と認め、推薦する者。

### 第6条（被選挙人名簿）

被選挙人名簿は、理事会で作成し、委員会の承認を得て選挙人に配布しなければならない。

### 第7条（選挙期日）

選挙期日は、理事会で決定し選挙人に告示しなければならない。

### 第8条（投票）

選挙は無記名投票により行う。

## 第 9 条（信任投票）

信任投票の場合は、投票数の過半数をもって信任とする。

## 第 10 条（開票）

開票は委員会が行い、選挙結果を理事長に報告する。その報告を受けて理事長は当選人の告示を行うものとする。

## 第 11 条（公示）

委員会は、代議員選挙の行われる年の総会の 3 か月前までに、有権者に対して、文書によって代議員選挙を実施することを公告しなければならない。

## 第 12 条（代議員選挙の期日）

代議員選挙の期日は、代議員選挙の行われる年の総会の 3 か月前までの日とする。

## 第 13 条（投票）

投票は、有権者 1 名につき 1 票とする。

## 第 14 条（投票の方法）

有権者は、委員会から送付された投票用紙を、選挙の期日までに委員会宛に郵送するものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

## 第 15 条（投票の無効）

次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 代議員選挙の期日までに選挙管理委員会に到着しなかったもの

## 第 16 条（当選の決定）

選挙は、得票数の最も多い者から、順次、第 3 条第 1 項に定める定数までの被選挙権者を当選者とする。

2 得票数が同数の被選挙権者があるときは、委員会が抽選によって、その順位を決定する。

3 選挙管理委員会は、代議員選挙の結果を速やかに公告する。

## 第 17 条（選挙代議員の欠員の補充）

代議員選挙の行われた年の翌年の定時社員総会の 1 か月前までに選挙代議員に欠員が生じたときは、次点者を、選挙代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって選挙代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

## 第 18 条（規則の変更）

この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

## 附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。